いまこそ、政策法務の真価がためされるとき!!

条例づくりのための政策法務

地域主権時代の条例づくりに求められるものとは何か。 自治体の課題解決・政策実現のため、自治体職員が 身につけるべき政策法務の極意と手法を伝授する。

田中孝男 著 A5判·212頁·定価2,100円(本体2,000円)

本書の特色

応用力のある政策法務を身につけるための解説書

政策法務に関して実務上の手法を解説するだけでなく、 政策法務を考えるにあたり必須条件となる法理論・法哲学についても解説。 その場限りではない、応用力のある政策法務を身につける解説書として最適。

自治体が直面する課題対応と政策法務の関わりを詳解

地域主権改革推進3法など、改正・新規制定が相次ぐ法令への対応のほか、 自治体財務、地方公務員制度改革など、現在自治体が直面している 課題への対応について政策法務の側面から解説。

著者紹介

田中 孝男 九州大学大学院法学研究院准教授

1963年 北海道生まれ。

1986年 北海道大学法学部卒業。

1986年から2005年まで、札幌市役所に勤務、市税の徴収現場、法規審査・訴訟事務、

民間企業の経営計画策定・展開に関する長期派遣研修、市営交通事業の経営管理・料金制度管理、

文部科学省所管の公益法人設立、市の組織管理、市の政策研究等の業務に携わる。

2005年3月から九州大学大学院法学研究院助教授、2007年から現職(制度変更により職名変更)。





「まえがき」より(一部抜粋)

自治体の組織・事務などを取り巻く法制度、財政や社会経済情勢は大きく変わってきているし、2009年の政権 交代以降は、改革の質と方向、スピードが大きく変わってきているように感じられる。地域主権改革推進3法案が 国会に上程され、いよいよ自治体における政策法務の真価が試されるときが来た。

これまで、政策法務論を進めるときに、よく「法に使われる職員」から「法を使いこなす職員」への転換が語られてきたように思われる。しかし、その「法を使いこなす」目的が、「住民のために」ではなく、これに反した「自治体当局のために」なっていないだろうか。

こうした考えから、本書では、住民による自治体の統制、条例における救済規定の重視、政策法務における哲学の強調をかなり意識した。この点が、類書と違う点であろう。

自治体の政策法務論の発展にとって本書が少しでも役に立てたならば、と願っている。

目 次

まえがき

第1章 政策法務論の意義と本書の構成

第2章 条例のあり方をめぐる重要な判例理論

第3章 条例のベンチマーキング

第4章 住民の考えが反映される政策・条例

第5章 自治基本条例・議会基本条例の進化

第6章 パブリック・コメント制度と審議会制度

第7章 公共サービス改革条例

第8章 政策財務と債権管理条例

第9章 第三セクター統制条例

第10章 自治体の財政再建と政策法務

第11章 行政不服審査法・行政手続法改正と政策法務

第12章 地方公務員制度改革と政策法務

第13章 地方分権改革と条例制定権

第14章 地域主権改革と自治体(特に市町村)の対応

第15章 政策法務と公共哲学

お試し読み、お申込はコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

|第一法規

検索

